

井原市生産活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症）の影響により売上が減少した市内の事業者で、生産性の向上や新たな事業展開を図ることを目的に、設備導入や既存設備の修繕、メンテナンス等を行うものに対し、井原市生産活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第二次産業 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）のうち、大分類に規定する鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業をいう。
- (2) 法人 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する特例有限会社又は中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）第3条に掲げる組合をいう。
- (3) 個人事業主 事業を行う個人であって、収入の2分の1以上が事業に係る収入であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、売上の減少要件を満たし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で第二次産業を営んでいる法人又は個人事業主
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者でないもの
- (3) 市税を滞納していない者

2 前項の売上の減少要件とは、次のいずれかに該当することをいう。

- (1) 令和2年2月以降のいずれかの月の売上が前年同月比で10分の2以上減少していること。
- (2) 令和2年2月以降の連続する3月の売上の平均額と前年同期の売上の平均額を比較して、減少していること。
- (3) 前年との比較ができない新規事業者においては、令和2年2月以降のいずれかの月において、2月以上事業に係る支出が収入を上回っていること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は第二次産業に伴う事業で、各号のいずれかに該当するものとする。ただし、リース契約及び割賦販売契

約に基づくものを除く。

- (1) 設備導入事業 設備導入により生産性の向上や新たな事業展開を行うものであって、その設備が市内の事業所に導入されるもので、取得価額が1件300,000円以上のもの
- (2) 修繕・メンテナンス事業 既存設備の修繕、メンテナンスにより生産性の維持・向上を行うものであって、対象が市内の事業所に導入されているもので、その費用が1件500,000円以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、設備の汎用性が高く、使用目的が本事業の遂行に必要なものと特定できないものは、補助対象外とする。

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の限度額は、別表のとおりとし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。

2 他の団体又は他の制度による市からの助成を受けている事業は、対象外とする。

3 補助金の交付は、前条の補助対象事業ごとに、一補助対象者について1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、井原市生産活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号-1、様式第1号-2）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて令和3年1月29日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第2項第1号又は同項第2号に掲げる減少要件を満たす申請者 次に掲げるアからカの全て
 - ア 事業計画書（様式第2号）
 - イ 設備及び積算内容が確認できる書類（見積書の写し、図面、カタログ等）
 - ウ 第3条第2項に規定する売上の減少要件を満たすことが確認できる書類（月額の上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿又は台帳の写し等）
 - エ 市内に事業所があることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届等）
 - オ 市税完納証明書
 - カ その他市長が必要と認める書類
- (2) 第3条第2項第3号に掲げる減少要件を満たす申請者 次に掲げるアからカの全て
 - ア 事業計画書（様式第2号）
 - イ 設備及び積算内容が確認できる書類（見積書の写し、図面、カタログ等）
 - ウ 第3条第2項に規定する売上の減少要件を満たすことが確認できる書類（月額の上一覧表、損益計算書、試算表などの帳簿又は台帳の写し等）
 - エ 市内に事業所があることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届等）
 - オ 市税完納証明書
 - カ その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、井原市生産活動支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付と決定したときは、井原市生産活動支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定額を限度として概算払することができる。

2 前条の規定により交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が前項の規定による概算払を受けようとするときは、井原市生産活動支援事業補助金概算払請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、令和3年3月1日までに井原市生産活動支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設備及び積算内容が確認できる書類(請求明細書の写し等)
- (2) 支払を確認できる書類(領収書の写し等)
- (3) 導入又は修繕・メンテナンスした設備等の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受理したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、井原市生産活動支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、井原市生産活動支援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。ただし、第8条の規定に基づき概算払を行っている場合は、補助金を精算するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命

ずるものとする。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、この補助事業により取得し、又は効用を増加させた設備等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した当該設備等の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同年4月1日以後に実施する事業について適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第12条から第14条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 設備導入事業	<ul style="list-style-type: none">・生産活動の用に供する設備、機械装置、金型等の購入に要する経費、改良費・上記の据付けに要する経費・生産活動に係るソフトウェア、システムの購入、構築に要する経費・事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がない運搬具の購入に要する経費・その他特に必要と認める経費	3分の2以内	3,000,000円
(2) 修繕・メンテナンス事業	<ul style="list-style-type: none">・生産活動の用に供する設備、機械装置、金型等の修繕・メンテナンスに要する経費・その他特に必要と認める経費		1,000,000円